

協同組合の運営管理チェックリスト

1. 協同組合の目的

チェック

- (1) 組合の目的が適正であるか。

我が国の経済組織の中で資金力の弱い中小企業者は、「相互扶助の精神によって協同の力でその経営を合理化していかなければ、公正な経済活動の機会を確保することが出来ない」という経済の本質的な要求から生まれた制度が協同組合であり、したがって組合の目標、理念がこの点に置かれているかどうか。

- (2) 組合の業績を通じて組合員の経営改善がどのようになされているか。組合のための組合でなく、組合員のための組合であるかどうか。

2. 協同組合の組織

- (1) 組合の構成

組合の構成(地区、資格)が適正であるか。

要するに組合の規模をどの程度にするかということである。

- (2) 組合員の結合状況

組合員の間には和があるかどうか。いわゆる相互扶助の精神が確立しているかどうか。

和がかけている場合には、その原因はどこにあるか。

3. 協同組合の機関

- (1) 総会(または総代会)

総会がどのように開かれ、かつ、そこでどのような審議がなされているか。

総会開催の手続きが法律、定款の規定に従って行われているか

総会は形式的でなく、この機会に組合の計画や方針を十分に組合員に浸透させるとともに組合員の意見を十分聞くように運営されているかどうか。

総会の附議事項は、法令、定款の規定事項以外に組合員の協力を必要とする事項も附議しているか。

必要に応じ臨時総会が開かれているか。

総会の終了後、議事録が作成されているか。

総代会制度をとっている組合は、その制度の採用が適当かどうか。

総代は、地区又は業種、業態など一方に偏って選出されていないかどうか。

総代は、総代会に出席するのみならず、平素から組合と組合員間の連絡機関として活用されているか。

(2) 理事会

理事会が適正に開催され、かつ運行されているかどうか。

招集手続きが法令、定款に基づいて適正に行われているか。

議事録の作成内容に漏れはないか。

(3) 諸会議

委員会、部会、協議会などの機関を設けて、その活用をはかっているかどうか。

組合員の後継者や家族の積極的な協力を得るために青年部や女性部などの機関が設置されているか。

(4) 役員

役員(理事・監事)に適任者を選任しているか。

* 役員(理事・監事)の資格要件としては次のことが肝要である。

- ① 業界の表裏に精通していること
- ② 事業の経営能力が優れていること
- ③ 責任感が旺盛であること
- ④ 組合運営に積極的で熱意のあること
- ⑤ 公平無私の観念に徹していること
- ⑥ 監事については、会計監査に関し専門的知識をもっていること

(5) 事務局

* 組合の事業活動がうまくいくかどうかは役員に適任者を置くかどうかにかかるといえるが、役員はそれぞれ自己の営業があり組合業務に専念することができないという問題があるので、事務局の役員に適任者を置くかどうかは極めて重要である。

参事制が活用され、参事にできるだけ多くの権限を与え、十分に手腕を発揮できる体制にあるかどうか。

会計主任がおかれ、会計業務に専念させ公正な職務の遂行にあたらせているかどうか。

* 組合の一般従業員については、次のことに留意する。

- ① 精鋭主義をとり、適材適所に配置されているか。
- ② 従業員の職務分担を決め、責任の所在を明らかにしているか。
- ③ 就業規則を定め労務管理に万全を期しているか。
- ④ 従業員の教育訓練に気を配って考えているか。
- ⑤ 給与の改善、退職金制度、福利厚生施設等が整備されているか。

4. 協同組合の事務

事務が十分整備されているかどうか。

定款は実情に適するように定め、経済状態の変更、その他の理由によってその内容が実情に沿わなくなったときは、速やかに定款変更がされているか。

組合運営に必要な事項は、規約で規定されているか。

文書の受付、起案、決裁、発送等は順序よく文書整理がされているか。

総会、理事会等の議事録は、その都度作成され備え付けてあるか。

届出、認可申請を必要とするものは、その都度遅滞なく行われているか。

登記事項は、期限内に必ず行われているか。

組合員の持分譲渡の処理、加入金の取り扱い、組合員名簿の整備、持分台帳の備え付け等、加入脱退事務について適正な処理が行われているか。

5. 出 資 金

* 協同組合は、組合員という人的結合体であり、人が組合組織の基本であるが経済事業を円滑に進めるには資本が十分になくはならないので、出資の充実が図られなくてはならない。

出資の総額は、組合の経営規模に適合し、組合活動を円滑に実施することができる額であるかどうか。

出資の未払込分がどの程度残されているか。
(なるべく払い込みを完了し、資本の充実につとめるべきである。)

出資1口の金額が少額である組合にあつては、最低1口は10,000円以上とし、最近の経済情勢にあわされているか。

組合の出資口数が特定の人にかたよってはいないか。

組合が新しく事業計画をたてて実施する場合は、増資計画を立て資金に狂いが生じないよう組合員の協力を得ているか。

自己資金の比率が少ないことはないか。

出資口数はできるだけ組合員に平等に持たせ、1組合員で総額の1/4をこえてもっていることはないか。

6. 事 業

* 組合の事業は大別して、①経済事業、②金融事業、③指導教育事業、④福利厚生事業、⑤団体協約、⑥販売促進事業に分けられるが、業界の能力等から考え、いかなる事業を中心とすべきか、その事業計画をいかにして立てるか、事業実施の順序をいかにすべきか、各事業を実施するに際しては、いかなる点に注意すべきかを十分の検討しなければならない。

(1) 事業の選択

ア 組合員の経営の合理化を図る上で最も効果のあるものが選ばれているか。

イ 着手しやすいものから順番に行われているか。

ウ 同種の事業を業とする業者があればその者との競争関係を考え、無用の摩擦を生じないようにしているか。

エ 組合員に広く利用される事業が選ばれているか。

オ 組合員の利益が目に見えるものから着手されているか。

カ 事業を運営するに当たり適任者の得られる事業から着手されているか。

(2) 事業計画

ア 事業計画は慎重な調査の実施などよく検討された上で決められているか。

イ 事業計画を立てるために、まず先進地等の視察をし、他の優れている点を探り入れ、自らの欠点を補う方法が講じられているか。

ウ 組合員の希望や意見を十分に徴しているか。

エ 採算性が検討されているか。

オ 資本の調達が可能かどうかの見通しをつけるとともに、資本の固定化による資金繰りの関係が考えられているか。

カ 組合員の利用状況が測定されているか。

キ 事業が行政庁の許認可を必要とするものは、その見通しがつけてあるか。

ク 事業計画の立案に当たっては、企画委員会的なものを設け、専門的に立案に当たっているか。

(3) 事業実施上の一般的留意事項

ア 組合員が進んで組合事業を利用するよう組合員の協力と理解が得られるよう努力されているか。

イ 経営の適材を適所に配置するとともに、責任体制を確立し担当者が機敏に活動できるようになっているか。

ウ 従来の実績を検討し、経済分析や市場調査を行い計数を基礎とした資料を用いて事業計画が立てられているか。

エ 時価を基準として事業経営を行い、事業の利用分量配当が活用されているか。

オ 組合経営においては、損益観念が明瞭でない場合が多いが、赤字経営を避けるよう努めているか。

カ 税制上、金融上、その他優遇措置の利用を考えているか。

(4) 各種事業実施上の具体的留意事項

ア 共同購買事業

組合員からの委託仕入れにするか、組合の見込仕入れにするかについて商品の性質、その他の要素を勘案して決めているか。

市価変動の激しいもの、保存の困難なもの、高価なものは、なるべく避けられているか。

種類、品質、規格などが均一で需要が平均しているものに購買品目が選定されているか。

組合で直接購買することが適当でないものは、購買斡旋または代金の共同支払いの方法が考えられているか。

見本市や商品の交換会等が考えられているか。

イ 共同販売事業

組合員の製品を有利に販売し、また販路の開拓拡張のため有効に事業が行われているか。

副産物や売れ残り品の処理、特に乱売防止に役立っているか。

対象品種は、種類、品質、規格がなるべく均一で市価変動の少ないもの、保存のきくものが選定されているか。

ウ 共同保管事業

保管経費の引き下げ、商品の保全、投げ売りの防止などに役立っているか。

倉庫施設の内容が充実しているときは、国土交通大臣の許可を受けて倉荷証券の発行により事業をすすめているか。

エ 共同運送事業

組合員の運送経費の引き下げ、運搬物の保全を図るために役立っているか。

組合員貨物自動車を所有して組合員の需要に応じ、常時貨物を運送する場合は道路運送法の規定によって運輸局長の許可を受けているか。

オ 金融事業

資金の借入れのみに終始していないか、これ以外の事業も併せて行っているか。

中小企業等協同組合等の中小企業団体に対する金融の円滑化を図るのに必要な業務を営むことを目的とした政府系金融機関である商工中金を積極的に利用しているか。

この場合、組合の内容が資金の貸付を受ける対象として十分活動しているか。

詳細な金融事業規約を設け、金融委員会を設置し組合員の信用状況を調査しているか。

1組合員の貸付最高限度が決められているか。

貸付を実施するのに際し、組合員の信用状況、借入資金の用途、事業計画の適否、返済の可能性など客観的に検討されているか。

貸付金が生計費に流用されないで、必ず営業費に用いられているか。

手形を割引するときは、手形の振出人の信用状況を調査して行っているか。

貸付手数料は、金利とは別に徴収するのであまり高率にならないようにしてあるか。

カ 債務の保証事業

資金の貸付事業に準じて行われているか。

債務の保証を行う場合の相手方の金融機関は定款で規定されているか。組合で行う保証の最高金額及び1組合員に対する保証の最高金額は総会で承認しているか。

キ 福利厚生事業

本事業は、資金が固定化したり経費が多いなどし、組合の経営を圧迫することがあるので、組合の余力を見て着手されているか。

福利厚生施設については、公平に組合員が利用しているか。

組合員の組合に対する関心と認識を高め協力を増すために実施されているか。

ク 教育情報事業

市場の知識、経済の動向などを提供することによって組合員がその事業経営を有利に展開できるよう本事業が積極的に進められているか。

刊行物の発行、講習会、講演会、研究会の開催、従業員の訓練、見学視察などを取りあげ、組合員の啓蒙につとめているか。

組合は常に業界の実情、組合員の経営内容などの調査を行い、常時これを把握しているか。

ケ 団体協約の締結事業

中小企業の個々の力は弱く、取引において不利な立場に立つことが多いが、この事業を積極的に推進し不利の補正がなされているか。

締結の手続き、相手方、内容、実効の確保などについて十分注意が払われているか。

7. 財 務

* 組合の会計財務については、一般の営利企業に比べて比較的安易に考える傾向にあるが、組合の成否は、その組合の存亡のみでなく組合員に重大な損害を与え、社会的にも大きな影響を与えるものであるから、特に適正でなければならない。

(1) 「中小企業等協同組合経理基準」に基づいて処理されているか。

(2) 帳簿組織は、組合経営の実態に即しているかどうか。それを合理的に改善する必要はないか。

(3) 勘定科目の名称と実態は適合しているか。この場合、組合の経理基準、企業会計原則等に準拠しているか。

(4) 損益計算書、貸借対照表等を分析し、経営資料に利用しているかどうか。

(5) 内部統制組織が採用されているか。

(6) 持分の計算方法(改算式、加算式)は、組合の実情に即しているか。また、その計算方法は適正であるか。

(7) 持分台帳があるかどうか。それが出資額と一致しているか。

(8) 補助金又は資金助成を受けている組合については、交付要綱に違反していないか。その償還義務を果たしているかどうか。

(9) 償還を免除された場合は免除益として損益計算書に計上してあるか。

(10) 補助金を圧縮記帳した時は、その処理が正しいか。

(11) 補助又は助成の対象施設は整備されているか。

(12) 剰余金計算の当否、その処分方法が関係法規、定款等の規定に準拠しているかどうか。

(13) 出資配当と利用分量配当の順序、比率、基準等が適正であるかどうか。

(14) 加入金、返還しない持分等は資本準備金に積み立ててあるか。

(15) 税務については申告しているか。その場合、青色申告を利用しているか。

(16) 組合に関する税務上の特典を利用しているか。

(17) 機械等の特別償却をする必要はないか。

経済事業に要する経費は、手数料、使用料又は販売利益などの事業収入で賄われ、経済
(18) 事業以外の事業に要する経費は賦課金(経済事業から生ずる収入金を充てても良い)で賄われているか。

(19) 賦課金の徴収方法、手続きは適正か。

(20) 手数料額・率の決め方、員外利用の方法は適正か。

(20) 経営分析を行い経営の基本方針を打ち立てているか。また、その方法は適切か。

1つでもチャック数が増えるよう頑張りましょう！！